令和3年度厚生労働省組織・定員の概要

- <u>新型コロナウイルス感染症対策</u>については、国民の生命、生活、雇用を守る<u>対策の一層の充実・強化</u>を図る必要があり、また、数年おきに流行する大規模な感染症や、頻発する自然災害に対しては、<u>平時からの危機管理体制の構築</u>が重要。
- また、<u>ICT利活用推進のための省内体制の強化やポストコロナ時代を見据えた社会保障制度や働き方の改革等に</u> 関する様々な課題に対応できる体制を整備することが重要。
- このため、業務改革の取組みを徹底しつつ、組織・定員要求を行い、以下の内容が認められた。

1 組織体制の整備(主なもの)

※名称は仮称

(1)感染症危機管理体制の整備

- ①感染症危機管理の体制強化
 - ・大臣官房企画官(感染症危機管理担当)の設置

②保健所の支援体制の強化

・健康局健康課 健康対策企画官の設置

③国立感染症研究所の体制強化

- ・感染症疫学センター、感染症危機管理研究センター の強化 (※緊急時対応室 (EOC室) の強化等)
- ・実地疫学研究センターの設置 (※クラスター対応に資する実地疫学者の人員養成) 等

(2)水際対策の強化

・医薬・生活衛生局 検疫所業務課の設置

(3)医療提供体制の確保

- ①救急、災害医療等の体制強化
 - ・大臣官房参事官(救急・周産期・災害医療等担当) の設置

②医療用物資の確保対策

- ・大臣官房企画官(医療用物資等確保対策担当)の設置
- (4)「新しい働き方」に対応したテレワーク等の推進
 - ・大臣官房企画官(テレワーク等担当)の設置

(5)労働経済分析等による労働政策の企画・立案支援

・労働経済特別研究官の設置(専門スタッフ職4級)

マ 議 它 級

2 人員体制の整備

本省内部部局、検疫所、国立感染症研究所等を中心に大幅な定 <u>員増</u>を図り、<u>危機管理体制を強化</u>するとともに、<u>既存業務の増大</u> にも的確に対応できる体制を整備

	区分	令和2年度 末定員	令和3年度増減内訳				~ < 0 - t
			新規増員等 (うちコロナ関連)	業務改革に 伴う再配置 (うちコロナ関連)	定員合理化に よる減員等	差引	令和3年度 末定員
		А	В	С	D	(E=B+C+D)	(F=A+E)
	厚労省	31,822	1,060 (959)	275 (150)	▲ 753	582	32,404
	内部部局	3,926	152 (91)	74 (20)	▲ 79	147	4,073

※ 令和2年度の臨時増員(※雇用調整助成金等対応(労働局))の時限延長分 1,010人を加えると、令和3年度末定員は33,414人

※ 内部部局の減員▲79人には、**デジタル庁への振替▲11人**を含む。

(主な増員)

- ()本省内部部局
 - ·**感染症対策**(健康局結核感染症課)、**保健所支援体制**の強化 24人
 - · 医療提供体制確保、医療用物資の確保・備蓄に向けた体制強化 23人
 - ・**ワクチン接種体制**の強化、**審査体制**の強化 9人
 - ICT技術の利活用推進のための体制強化 10人
- ○検疫体制強化 177人 (定員 1,195人 → 1,349人)
- ○国立感染症研究所の体制強化 361人 (定員 362人 → 716人)
- ○都道府県労働局
 - ・**再就職支援・人材確保支援等**のための体制強化(局・ハローワーク) 302人
 - ・労働基準監督官による監督指導体制の強化 120人